

令和元年度人権教育・啓発推進行動計画実績（全事業版）

重要課題 1. 同和問題

＜方針＞

- ① 差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくために、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組む。
- ② 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除するため、積極的な情報提供に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努める。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進	学校や企業における生涯学習等のあらゆる機会を通して教育・啓発活動の推進を図り、人権尊重の精神を醸成する。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」期間(12/4～12/10)に伴い、人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施した。(市内 10※小学校・4 中学校) ・中学生を対象に啓発物品を配布した。 ※古山小はインフルエンザ感染拡大の影響で中止 	講話に際し、学校で人権に関する催しや集会のテーマを設けているかどうかや、児童や生徒の年齢にも考慮し、興味を持って話を聞くことができるようテーマを設定した。
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚を目的とし、人権啓発パンフレットを作成、広報に掲載し各戸配布および庁舎内に設置した。 	人権週間にあわせて、広報 1 ページを使った特集を組み市内に広く啓発を行った。
	市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・普段の学校生活における指導に加え、人権週間における様々な取組により、児童生徒の人権尊重の精神の醸成を図った。 ・授業参観や学校・学年通信等を通して学校で推進する人権教育を紹介し、保護者と共通理解のもとで人権教育を推進した。 	各学校において、人権教育担当者を中心に、年間を通して計画的に、さまざまな人権教育に関するトピックを紹介した。
			<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚を図るための講演会、研修会に職員が参加した。 主催：部落解放愛する会栃木県連合会 7月2日(火)～3日(水)幹部職員研修 2名 9月18日(水)～19日(木)女性職員研修 2名 11月21日(木)～22日(金)一般職員研修 10名 10月15日(火)人権講演会 15名 (台風19号の被害対応のため当初30名→15名に変更) テーマ：部落差別をこえて～取材ノートから 講師：臼井 敏男氏(元 朝日新聞 論説委員 中央大学 兼任講師) 	研修会に参加する職員に対し、事前に栃木県編集の同和問題に関するリーフレットを配付し、基礎知識の確認を促した。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進	市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。	生涯学習文化課	・地域社会において人権教育を推進していく指導者の養成と資質の向上を図るための研修として、下都賀地区人権フォーラムへ、市民・職員 77 名が参加した。 5月30日(木) 栃木市岩舟文化会館	県主催事業につき省略
		生涯学習文化課	・高齢者学級を開催した。 国分寺公民館「寿大学」 5月16日(木) 参加者:55名 石橋公民館「グリム大学」 9月4日(水) 参加者:34名 南河内公民館「ゆうがお大学」 7月11日(木) 参加者:46名 南河内東公民館「ゆうがお大学(吉田教室)」 5月9日(木) 参加者:25名	講師を下都賀教育事務所人権教育担当職員に依頼した。
人権の擁護のための相談事業の実施	人権擁護委員及び関係機関と連携した相談業務を実施する。	社会福祉課	・人権擁護委員、民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施した。 石橋公民館 :毎月第1~3月曜日 ゆうゆう館 :毎月第1~4火曜日 南河内図書館:毎月第1~3金曜日 令和元年度相談件数:49件	相談員は人権擁護委員、民生委員、主任児童委員、行政相談委員、県民相談員で構成しており、幅広い相談に対応した。
		市民協働推進課	・「人権週間」に合わせ、特設相談所(心配ごと相談)を開設した。 石橋公民館 :12月2日(月) ゆうゆう館 :12月3日(火) 南河内図書館:12月6日(金)	相談所を市内3か所で開設し、相談しやすい環境づくりに努めた。
えせ同和行為対応についての啓発推進	事業所、企業への啓発に努める。	商工観光課	・立地企業連絡協議会講演会や交流会時に、同和問題に関するパンフレットを約100部配付した。 開催日:12月10日(火) テーマ:「岐路に立つ日本」 講師:山口 真由氏(ニューヨーク州弁護士)	市内事業者が集まる場において、参加者全員に配付できた。
	関係機関との連携を図る。	市民協働推進課	・広報しもつけ8月号にて、えせ同和行為に関する注意喚起するための記事を掲載した。	広報掲載について、表現に不適切な点が無いか確認を行った。
		総務人事課	・市役所で事例が発生した場合は、下野警察署へ報告、また、他市町の発生情報は、下野警察署から情報提供される体制をとった。(R1 該当事例なし)	情報共有により、事件発生時の被害を未然に防ぐ体制をとっている。

重要課題 2. 女性

<方針>

- ① 「第二次下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の参画や男女が共に働きやすい環境づくりを促進する。
- ② DVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV 対策基本計画)に基づき、被害防止や被害者の保護に取り組む。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進	市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間に関連して 6 月の広報紙で特集記事を掲載し、6/3～7/4 に市内 3 か所でパネル展示を行った。(庁舎 1 階ロビー、南河内公民館、石橋公民館) 	パネル展の感想ノートにより市民の感想を共有できるようにした。
			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での男女共同参画をテーマに啓発事業を実施した。 7 月 27 日(土)男女共同参画のつどい in しもつけの開催(プチセミナー・映画「この世界の片隅に」上映) 計 157 名 11 月 2 日(金)女性活躍推進セミナーの開催 講師:三木 智有氏(家事シェア研究家、NPO 法人 tadaima! 代表理事) テーマ:「たった 5 分でできる最強家事シェアテクニック」 対象:市民、市職員(小山地区定住自立圏共生ビジョン提携市町含む) 計 56 名 ・女性活躍推進ガイドブック配布(立地企業連絡協議会総会他) 	つどいでは、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず協力することについて取り上げた。夏休み時期に子どもも楽しめる映画を上映することで、若年層を呼び込んだ。また、セミナーでは主夫の視点からライフスタイルの提案を行い、仕事と家庭の両立の基礎となるコミュニケーションの大切さを PR した。平日開催のため託児を行い、小さい子どもを持つ主婦層が参加しやすいよう配慮した。
			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報紙を発行した。(令和元年 8 月、2 年 2 月)各 19,000 部印刷市内公共施設、各戸及び中学生対象に配布した。 ・広報しもつけに男女共同参画に関するコラムを掲載し意識啓発を行った。(偶数月、年 6 回) 	幅広い年齢層にわかりやすいテーマを取り上げた。シェアリングの記事作成については、市民や中学生への取材により、市民の意見を取り入れて啓発を行った。
	女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談(DV)ホットラインによる相談対応を、2 名の女性相談員により実施した。 月～金(祝・年末年始除く) 9 時～12 時、13 時～17 時 相談件数:7 件 	相談員に女性 2 名を配置し、不在の場合でも女性職員が対応できるよう相談しやすい環境づくりに配慮した。来庁相談の際は、相談室を利用する等、安心して相談のできる場を確保して相談に応じた。
	あらゆるハラスメントやストーカーク防止のための啓発を推進する。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 相談窓口周知のための DV 相談カードやリーフレット等を、市内各機関に配置し広報した。 	商業施設等にも設置依頼を行い、トイレ等の周りの目を気にかけることなく手に取れる場所にも設置するようにした。
			<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の仕事と家庭の調和を支援する取組を行っている事業所を認定する「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」の要綱を制定した。 	認定の判定基準に、女性従業員の活躍推進や、各種ハラスメント防止対策等への取組内容を含めた。

重要課題 3. 子ども

<方針>

- ① 近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育て応援しもつけっ子プラン」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに努め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進する。
- ② 児童虐待への対応について、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	市民に対する「子どもの権利条約」の趣旨や理念及び内容の普及に努める。	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止のため、オレンジリボンキャンペーン事業(8～11月)を実施した。 ・8月22日(木)に児童虐待防止講演会を開催。 テーマ:「子どもたちが安心して暮らせる社会～児童虐待防止に向けて、地域・学校・行政ができること」 講師:秋場 博氏(栃木県公認心理師協会 会長) 対象者:市民、要保護児童地域対策協議会関係職員、市内各幼稚園・認定こども園・保育園職員 計66名 会場:市役所3階会議室 ・11月の児童虐待防止月間中に実施される市内イベント会場等で、児童虐待防止に関する啓発用品の配布等を実施した。 11/3 芋煮会 会場:天平の丘公園 11/30 福祉フェスタ 会場:ゆうゆう館 11月 市内児童館(5箇所) 子育て支援センターつくし 	児童虐待防止のため、要保護児童地域対策協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、人権擁護委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワーク形成の推進に努めた。また、地域全体で児童を見守りする関係づくりのためにオレンジリボンキャンペーン事業を実施した。
		生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育講演会を開催した。 主催:下野市・下野市教育委員会 開催日:11月30日(土) テーマ:明日、笑顔になあれ――夜回り先生からのメッセージ 講師:水谷 修氏(花園大学客員教授) 対象:人権擁護委員・人権推進審議会委員・民生委員・教育委員・社会教育委員・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員・ふれあい学習推進協議会委員、PTA 会員、学校教職員、市民、行政職員 計225名 	市民の人権保護に対する意識向上のため開催した。とちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼した。
			<ul style="list-style-type: none"> ・差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に市民人権講座を開催した。 開催日:12月10日(火) テーマ:「部活動に関する人権(子どもへの体罰や顧問教員の労働問題など)」 講師:中澤 篤史氏(早稲田大学 スポーツ科学 学術院准教授) 参加者:38名 	社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民の人権意識を高めるための学習機会を提供した。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
	人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。	学校教育課	・子ども未来プロジェクトの活動を通して、いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気づくりに努めた。啓発物品の配布を行った。	中学生の代表による2回の話し合いでは、生徒が自ら運営し、自分たちの課題を解決できるよう促した。
		市民協働推進課	・「人権の花」運動として、人権擁護委員の訪問・講話と花苗の贈呈を行った。児童が協力して花を栽培することにより、児童の思いやりの心を育てた。 配付物:花の苗、看板、花用の土 訪問校:吉田西小 6月5日(水) 国分寺東小 6月11日(火) 古山小 6月13日(木) 石橋北小 6月13日(木) 薬師寺小 6月14日(金) 吉田東小 6月14日(金)	全校集会での実施となったため、全学年が理解できるよういじめや人権に関する講話を行った。
防止・解消を目指した相談・支援体制の充実 子どもに対する虐待、いじめ、不登校の	学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。	こども福祉課	・要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、団体等と情報や考え方を共有し、事業を進めた。 代表者会議:2回(7/4、11/21) 実務者会議全体会:1回(7/11) 進行管理部会:3回(7/31、10/23、12/26) 受理会議:55回 個別ケース検討会議:34回 定期学校訪問 各小中学校:5回	要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、人権擁護委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進と、適切な相談に繋がるよう、より一層の連携強化に努めた。
		学校教育課	・学校教育サポートセンターが各学校、家庭を巡回訪問し、情報交換を密に行った。	家庭訪問では、なるべく複数で訪問し、情報が固定化しないよう努めた。
			・各学校にて、アンケート調査による問題(いじめ)の把握、担任による児童生徒一人ひとりの教育相談(年2~3回)を行った。	アンケート調査の自由記述欄に記入している子が周囲に分からないよう、全員に何かを書かせる工夫を行った。
市民協働推進課	・人権擁護委員および法務局と連携し、「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布・周知した。 時期:6月 配布先:市内 11 小学校・4 中学校、1 特別支援学校	6月に「人権の花」運動を行うため小学校に訪問し、併せて SOS ミニレターの案内をすることで、困った時の相談手段として利用の意識付けを行った。		

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
防止・解消を目指した相談・支援体制の充実 子どもに対する虐待、いじめ、不登校の	学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時は全妊婦に対し、出生届時には全保護者に対して、保健師又は助産師の面接を行った。支援の必要な方に対しては、保健師及び心理職が面接・訪問指導を継続実施し、早期から関係機関とも情報及び支援方針の共有を図った。 妊娠届出時面接数:395 件 出生届出時面接数:384 件 ・乳幼児健診において、虐待の早期発見又は予防対策としての視点で、子育てアンケートの継続及び心理職による子育て相談を実施した。 心理職による個別相談数 1歳6か月児健康診査:45 件 3歳児健康診査 :41 件 	児童虐待の予防、早期発見・早期介入の観点から妊娠届出時の面接や乳幼児健診時の子育てアンケートは効果的であった。 支援の必要な方に対しては、状況に応じて、電話、面接、家庭訪問等において時間や場所に配慮した。
	学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを各中学校区に1名ずつ配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。 ・学校教育サポートセンターに教育相談員を配置し相談に対応した。(心理士3名、コーディネーター1名、ケースワーカー2名、適応指導教室相談員3名、特別支援・就学相談員1名、児童生徒相談員1名) 	スクールカウンセラーと保護者との面談内容、検査の結果等は、保護者の同意を得てから学校関係者に話す体制をとった。 相談体制を多彩な有識者で構成することにより、多角的、多面的に考えて相談に応じ、支援の継続に努めた。

重要課題 4. 高齢者

<方針>

- ① 高齢者の自立支援と生きがいづくりを促進するため、「下野市高齢者保健福祉計画」に基づき、生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努める。
- ② 多様なサービスを提供する地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者との交流等による福祉教育を充実、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進する。
- ③ 関係機関・団体と連携し、認知症高齢者等の権利の擁護及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進	すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、児童生徒の発達段階に即しながら、特別活動や総合的な学習の時間等における高齢者福祉施設等の訪問や生活科での高齢者をお招きしての活動において、高齢者との交流を行った。これらを通して人権尊重についての理解を深めた。また各教科等の年間指導計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。 	市人権研修会を実施し、市内各学校の人権教育全体計画が適切に位置づけられているか、確認した。
		高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解を深めるため、小・中・高・大学生、各団体等に向けて、認知症サポーター養成講座の継続実施を行った。 計 33 回開催 参加者:1,416 名 ・認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、更なる認知症への理解を深め、地域で見守りできる人材を育成した。 参加者:27 名 ・受講修了者のうち有志で結成されたボランティア団体「チームオレンジしもつけ」のボランティア協力を得て、認知症対策事業(認知症講演会)を行った。 開催日:1 月 16 日(木) 参加者:約 200 名 講師:丹野 智文 氏(若年性認知症本人) 	認知症の人と家族を支えるためには、認知症の正しい理解と地域の理解と見守りが不可欠であり、認知症サポーター養成は重要である。また、ステップアップ講座修了者には、ボランティアとして認知症事業への積極的な協力をお願いした。
			<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方やその家族、地域住民などが集える場として、新たに 3 か所の認知症カフェを開設し、チームオレンジしもつけに運営委託した。市内カフェ全 4 か所において、認知症の理解をさらに深めた。 	カフェには、地域住民、ボランティア等の参加も多く、認知症理解に加え、温かい交流の場になった。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進	認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進する。	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターと連携し、虐待が疑われるような世帯の本人の意向及び養護者からニーズを聞き取りし、各種サービスの利用を支援した。 	<p>養護者の思いと高齢者本人の意思決定を尊重した支援を心掛けた。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守りネットワーク事業推進研修会の開催を予定(3月5日)していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止とした。 対象:協定事業所、石橋消防署、下野警察署、配食サービス事業所、生活支援コーディネーター、包括支援センター 	<p>—</p>
	認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進する。	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待ネットワーク運営委員会の開催を予定(3月6日)していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止とした。 対象:運営委員(民生委員、自治会連合会、小山地区医師会、市内介護支援事業所、市内介護関係施設、下野警察署、石橋消防署、司法書士会、宇都宮地方法務局栃木支局、栃木県南健康福祉センター、消費生活センター、下野市社会福祉協議会、下野市地域包括支援センター、下野市健康福祉部長、各代表者) 	<p>—</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターにおいて、権利擁護の相談対応及び家族介護者等への支援を継続実施した。 	<p>高齢者の置かれている現状について情報共有を図り、高齢者自身の権利の擁護に努めた。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用に関するパンフレット等を活用しながら、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて相談対応等を行った。 ・身寄りのない認知症高齢者や経済的虐待を受けている高齢者に対し市長申立ての支援を行い、低所得者の市長申立て経費や後见人等の報酬の助成を継続して行った。R1.5から、新たに社会福祉士による「成年後見制度なんでも相談会」を奇数月に実施した。 	<p>判断能力の低下した高齢者に対し、高齢者本人に不利益が生じないよう、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行った。</p>	

重要課題 5. 障がい者

<方針>

- ① 「下野市障がい者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指す。
- ② 障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努める。
- ③ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実に図る。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
教育の充実及び交流・触れ合いの促進	学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。	学校教育課	・児童生徒の発達段階に即しながら、教科指導・特別活動・道徳、総合的な学習の時間等を通じて、障がい者の人権尊重や正しい知識について理解を深めた。各教科等の年間計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	市人権教育研修会や学校訪問の際に、市内各学校の人権教育計画や学習指導案に適切に位置づけられているか確認した。
			・特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校との交流、総合的な学習の時間でのアイマスク体験、白杖体験、車椅子体験などを実施した。	障がいを理解し、障がい者を一緒に生きる仲間として捉えることができるよう指導に配慮した。
	スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて障がいのある方との交流を促進する。	高齢福祉課	・高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流する機会として、ふれあい福祉運動会を実施した。(従来、各旧町地区で開催していたが、R1年度は全地区合同開催) 開催日:10月17日(木) 参加者:767名(身体障がい者福祉会、老人クラブ、市内福祉団体、市内幼稚園等)	高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流を図ることで、障がい者の理解を深め、お互いを思いやる心を育てる機会とし、多くの市民の参加のもと開催することができた。
		社会福祉課	・県や社会福祉協議会との共催行事への参加を促し、交流の機会を推進した。	聴覚障がい者等が参加しやすいよう、手話通訳者の派遣など情報支援を行った。
障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進	障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を推進する。	社会福祉課	・心の病気について理解を深め、精神障がい者に寄り添うことを目的として、市民を対象に障がい福祉セミナーを開催した。 8～9月の木曜(全4回) 参加者 25名 11～12月の木曜(全4回) 参加者 34名	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
			・障がい者への正しい理解と共生型サービスの実態やその効果について、地域全体で学びを深めるため、しもつけ福祉塾(講演会)を実施した。 開催日:9月11日(水) 参加者:100名(市民・障がい者・高齢者の支援者) ・下野市と栃木労働局の共催で精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催した。講座では就業生活支援センター支援員が、障がい者と共に働く共生社会の実現のため、事業者や市役所職員に向けて障害特性や事例をわかりやすく紹介した。 開催日:12月19日(木) 参加者:50名	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
	交流事業や講座等を通して市民の人権意識の高揚を図る。	社会福祉課	・地域活動支援センターゆうがおにおいて、精神障がい者の理解をさらに深めるための体験機会の場などの提供を行った。	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
相談・支援体制の充実、権利擁護の推進	虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。	社会福祉課	・障がい者相談支援機関と連携し、虐待防止に努めた。 ・地域自立支援協議会において、虐待防止法による通報届出(障がい者虐待)を取り上げ、参加委員全体の啓蒙を図った。 ・施設にて、怪我等があった際の事故報告書の書式を作成・統一し、報告必須とした。	障がい者が住み慣れた場所で安心して暮らすため、家族や施設職員など、障がい者にとって身近な支援者に対する理解促進を図った。
	障がい者の権利擁護を促進する。		・障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した啓発活動を行った。 ・ふくしフェスタ等でのパンフレットの掲示や配布を行った。 ・講演会は2回計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止とした。 開催予定日:2月29日(土)、3月6日(金)	障がい者の権利擁護についての理解を深めるよう取り組んだ。
			・成年後見に関する相談会を高齢部門と共同で年5回開催した。3月27日は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止とした。 全6回(5/24、7/19、9/27、11/22、1/24、3/27)	
		・障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関するパンフレットについて、12月の障がい者週間において配布する等、普及啓発活動を実施した。		

重要課題 6. 外国人

<方針>

- ① 差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努める。
- ② 在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努める。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進	日本語教室等の交流事業を推進することで日本語学習する機会の拡充を図る。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会において、日本語教室を南河内会場(GTコミセン)、石橋会場(石橋公民館)で開催した。 開催日:毎週土、日曜日および水曜日 受講者:下野市・近隣市町在住外国人 開催回数:231回 延べ受講者数:1,841名 	ボランティア講師が市内及び近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。男女のボランティア講師があり、受講しやすい雰囲気づくりに努めた。
			<ul style="list-style-type: none"> ・日本語スピーチ発表会を開催し、日本語教室に通っている在住外国人の日頃の学習の成果と日本で生活する上での感想を発表する場を設けた。 開催日:2月16日(日) 参加者:約120名 	当日のプログラムに読み仮名を使用し、外国人にも伝わりやすいように配慮した。また、発表者と来場者とが楽しめるアトラクション・茶話会を行い、相互理解と交流の機会を設けた。
			<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人と日本人の交流を促進するためティーパーティーを開催し、日本語教室で学習している在住外国人を招待することにより、地域住民と外国人の交流の場を設けた。 8月26日(月) 参加者35名 1月19日(日) 参加者40名 	夏は外国文化の理解、冬は日本文化の理解をテーマに設定し、ゲームや浴衣体験による交流を行った。日本語教室の生徒には積極的に参加を呼びかけた。
	行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努める。	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月から市ホームページなどのPDFファイルを多言語化し、音声読み上げによる閲覧に対応する、多言語自動翻訳ツール「カタログポケット」の運用を開始した。 	多言語自動翻訳機能ツールを導入し、英語・韓国語・タイ語・スペイン語・中国語簡体字・中国語繁体字・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語の音声読み上げ機能を追加した。
		市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人から相談があった際に、(公財)栃木県国際交流協会が実施している多言語による相談事業を紹介した。 	国際交流員や外国語を得意とする職員の対応のほか、国際交流協会所有の翻訳機を貸し出すことにより、適切な案内ができるよう努めた。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
国際感覚を深める教育・啓発の推進	国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ国籍の国際交流員を配置し、市内保育園 4 施設及び市内外の小中学校 3 校と、公民館講座の高齢者学級への派遣要請に応じて、国際理解のための授業や講座を行った。 	市内外を問わず、また保育園児から高齢者までを対象として、地域における国際理解の推進を図った。
			<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流員によるアドヴェンツカレンダー作りや料理教室等のイベントを年 4 回開催した。 5/25 きらら館 6/22 生涯学習情報センター 11/23 薬師寺コミュニティセンター 12/8 グリムの館 	国際交流員のイベントには家族での参加も多く、老若男女を問わず国際交流に触れるきっかけ作りを行った。
			<ul style="list-style-type: none"> ・子連れの方でも気軽に英語を通して交流できる「ママパパ English サロン」を薬師寺コミュニティセンターで年 17 回開催した。 	大人の参加だけではなく、乳幼児を連れての参加も可とし、他の参加者に気兼ねすることなく英会話に触れる機会を提供した。
	学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市との交流促進及び次代を担う青少年の国際感覚の醸成を目的として、姉妹都市へ中学生を派遣している。 3年に一度の事業のため、R1 実施なし。 	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・ALT(外国人外国語指導助手)は市内中学校 4 校全てと、小学校 2 校を拠点校として配置した。JTE(日本人外国語指導助手)3 名は全校に派遣し、児童生徒の英語力向上を図るとともに、外国の生活や文化を理解する時間となるようにした。 	国による文化の違いなどを認め合いながら活動できるよう工夫した。
			<ul style="list-style-type: none"> ・各教科(特に社会科)や道徳等で外国人の人権問題に関する内容を取り扱い、理解を深めた。 	差別や偏見の意識をもたぬよう指導の工夫を行った。
生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に市民人権講座を開催した。 開催日:12月17日(火) テーマ:「考えてみよう、在日外国人の人権」 講師:山口 健一氏(下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事) ゲスト:マンディブ・チェトリ氏 参加者:27名 	身近な人権問題に焦点をあて、市民の人権意識を高めるため学習機会を提供した。		

重要課題 7.HIV 感染者等

<方針>

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組む。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
推進と正しい知識の普及 エイズ教育(性教育)の	エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・集団検診の会場となる保健福祉センター等の市内4カ所において、栃木県県南健康福祉センターで実施している「HIV抗体検査」の周知を図った。 	電話等で相談があった場合も、プライバシーに配慮し無料・匿名で HIV 抗体検査が受けられる旨を案内した。
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。性に関する指導においても関連して扱った。 ・思春期講座の実施など外部機関と連携した取組を行った。 	教職員が正しい理解のもとに、児童生徒の発達段階に応じた指導ができるよう、国からの通知や資料を周知した。
正しい知識の普及 ハンセン病に対する	ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病を通して人権を学習する施設である重官房資料館(草津町)の情報提供を受けた。 	施設見学や出張講演など、今後の人権啓発事業への活用を検討することとした。

重要課題 8. インターネットによる人権侵害

<方針>

- ① 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図る。
- ② 個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図る。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応する。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進	情報教育を通じたメディア・リテラシーの育成を図る。	学校教育課	・スマートフォンや携帯型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら情報モラルの指導の徹底を図った。それと合わせて、教職員の情報モラルの指導力向上を図るための公開授業を行い、取組を他の学校へも広めた。	全校にて情報モラル教育を教育課程に位置付け、スマートフォン等を間違って使えば人権を侵害することになることを学習する機会を設定した。
	学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。		・インターネットの利用方法の注意事項等をまとめたリーフレット「ネット利用の当たり前 4つの大丈夫？」(H29.1 作成)を活用し、児童生徒ならびに保護者が、家庭での約束づくりをするなどインターネットを安心・安全に利用していけるように啓発を行った。 ・「情報モラル教育とは」研修会を実施した。 日時:7月18日(木) 参加者:民生委員8名	リーフレットのダイジェスト版を全校児童生徒に配布し、家庭でのルールを決める活動を通して、自分の生活を振り返るようにした。
差別的表現への対応	法務局等関係機関との連携を図る。	市民協働推進課	・インターネット上の差別的表現について把握した場合、宇都宮地方法務局に報告し対応を依頼することとしている。 R1の市への差別的表現の報告は0件。	法務局および人権擁護委員との研修等に参加し、情報共有を行った。

重要課題 9. その他の人権問題

<方針>

- ① 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)の方
- ② 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組む。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努める。

施策	内容	担当課	R1 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、上記①～⑤の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発パネル展(6/3～7/4)を開催し、LGBTについて取り扱ったものを展示した。 会場:市役所 1階ロビー・南河内公民館・石橋公民館 ・男女共同参画情報紙シェアリング第22号(R1.8月発行)に、性別による固定的な意識に関する記事を掲載し、市内各戸および市内中学校に配布した。 	情報紙は市民の視点を取り入れ、公募委員等で構成される編集委員会で企画、編集を行った。
		全課 (生涯学習文化課)	<ul style="list-style-type: none"> ・差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に市民人権講座を開催した。 開催日:12月3日(火) テーマ:「犯罪被害者の人権について考える」 講師:和氣 みち子氏(公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長) 参加者:31名 	身近な人権問題に焦点をあて、市民の人権意識を高めるため学習機会を提供した。
		社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に参加し、街頭で啓発運動を実施。 実施日:7月2日(火)～4日(木) 協力団体:下野市社会を明るくする運動推進委員会 実施場所:小金井駅、石橋駅、自治医大駅周辺 	更生保護について理解を深めるとともに、青少年非行・犯罪の防止に取り組んだ。
	新たに生じる人権問題についてもあらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進	全課 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会科(公民的分野)で「新しい人権」に関する内容を取り扱い、理解を深めた。 ・中学校社会科(公民的分野)の授業研究会を開催し、発達段階に応じた適切な指導について協議する場を設けた。 ・市内小・中学校人権教育担当者を対象に、新しい人権問題に関する研修会を実施した。 	「基本的人権の尊重」とともに「公共の福祉」について考える機会をもち、様々な視点から人権擁護について考えを深めた。